



ご挨拶

日本弁理士会中央知的財産研究所は平成8年度から活動を開始し、本年で24年目を迎えることになりました。中央知的財産研究所の目的は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」です。この目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に配布するとともに、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

この度は、「イノベーション推進に向けた特許の保護対象」を研究テーマとした研究報告書を「別冊パテント第22号」として発行する運びとなりました。

これまでにも、ソフトウェア関連発明、ビジネス関連発明、バイオテクノロジー等、時代の要請に応じて新たな特許の保護対象についての研究をしてまいりました。時代は更に進化し、近年ではIoT、AI、宇宙関連技術、医療関連技術等、様々な新たな分野で保護対象のあり方が模索されています。また、例えば用途特許など、パブリック・ドメインとの切り分けが微妙である特許に対する保護の適否をめぐる紛争が起っています。イノベーションを推進するという観点から、特許の保護対象については、保護と利用のバランスを考慮した適切な保護が求められています。

本書は、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかについて、国際的な視野も含めた多面的な視点からの研究報告書としてまとめられています。今回の研究の成果としての論文が皆様の研究や実務の一助となれば幸いです。

当研究所としては、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めてまいります。

末筆ながら、本研究に携わって頂いた多くの研究員の方々に対し改めて感謝を申し上げますとともに、研究員の方をサポートして頂き運営にご尽力頂いた副所長及び運営委員の皆様、本研究報告書を刊行するに際して多大なご協力を頂きました一般社団法人発明推進協会、日本弁理士会事務局の皆様に対しても、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

日本弁理士会中央知的財産研究所
所長 伊丹 勝